

## 児童扶養手当

### ○支給額

(令和2年4月分から適用)

区分	全部支給月額	一部支給月額
対象；1人目	43,160円	43,150～10,180円
対象；2人目の加算額	10,190円	10,180～5,100円
対象；3人目以降の加算額	6,110円	6,100～3,060円

### ○所得制限

- ・児童扶養手当には所得制限があり、所得額を下表の額と比較して、全部支給、一部支給、全部停止（支給なし）のいずれかに決定されます。

扶養親族等の数	母（父）または養育者		孤児等の養育者 配偶者・扶養義務者
	全部支給	一部支給	
0人	490,000円未満	1,920,000円未満	2,360,000円未満
1人	870,000円未満	2,300,000円未満	2,740,000円未満
2人	1,250,000円未満	2,680,000円未満	3,120,000円未満
3人	1,630,000円未満	3,060,000円未満	3,500,000円未満
以降1人につき	380,000円加算		
加算額	老人控除対象配偶者・老人扶養親族 1人につき100,000円 特定扶養親族1人につき150,000円		老人扶養親族 (扶養親族と同数の場合は 1人を除き) 1人につき60,000円

- ・母（父）または養育者 . . . 受給資格者
  - ・孤児等の養育者、配偶者、扶養義務者 . . . 同居する受給資格者の父母や兄弟など
- 上の二つが所得制限限度額以下の場合、手当が支給されます。

### ○支給時期

- ・児童扶養手当の支給は、指定された金融機関の口座に年6回の振込により行います。

支給月分	支払月
3月～4月分	5月

5月～6月分	7月
7月～8月分	9月
9月～10月分	11月
11月～12月分	1月
1月～2月分	3月

※原則 支払月の10日に支給されます。(10日が土・日・祝日の場合、直前の平日)